

陳 述 書

1 私は、東久留米市に在住しており、疋田先生が以前勤務されていた、東久留米市立西中学校の校区に居住しております。

私には、2人の子供がおり、長男は現在32歳で、平成元年度から平成3年度まで西中に、長女は現在26歳で、平成7年度から平成9年度まで西中に通わせておりました。その間、疋田先生は、ずっと、西中の先生として勤務されておりました。

また、私自身、子供たちが西中に通っている間ずっと、西中のPTA役員として学校の運営などにに関わり続けており、学校にも頻りに顔を出して先生方とはいつもお話していたので、その間の西中の様子や、疋田先生の教育活動実態、それから今回問題となっている「告発文」に関わる経緯については良く事情を知っております。

2 疋田先生は、私の子供が西中に入学する以前から、既に地元では有名でした。「西中に、熱血の先生がいる。」「教育に情熱を持っている先生がいる。」「クラブ活動も熱心で、授業もすごく面白い。」というように疋田先生の評判が立っており、地域の多くの親のみならず子供たちも西中に入学して疋田先生に教えてもらうことを期待している状況がありました。

また、生徒指導にも熱心で、西中にトラブルがありいわゆる「不良少年」に何かあったときには、疋田先生が指導に出てきており、保護者の間でも「子どもが手におえなくなったら疋田先生にお願いしようかしら。」などといつも話をしておりました。

また、学校内のみならず、学校外の地域の教育活動にも疋田先生は熱心に取り組んでおられました。

疋田先生の周りには、いつも子どもたちのみならず、保護者たちの輪も出来ており、私もそれをうらやましく見ておりました。

長男は、平成元年に西中に入学しましたが、残念ながら疋田先生は長男の一つ上の学年担当で、担任はもとより、理科の授業も直接受けられませんでした。

長女は、平成7年に西中に入学し、疋田先生には1年から3年までずっと理科の授業を受け、更には最後の学年、3年生のときには疋田先生が学級担任になりました。疋田先生の学級担任が決まったときは、親子ともどもとても嬉しかったです。

3 疋田先生の授業は、私自身、何回か、見せていただいたことがあります。

西中でも他の学校と同様に、授業参観があるのですが、西中では保護者が見る授業は保護者自身が選ぶことができました(必ずしも、自分の子が出ている授業に限らず、他の授業も見ることができました。)。なお、授業参観は、各学期に1回、午前中4コマ参観して、午後は保護者会、という日程で行なわれていました。

疋田先生の理科の授業は、保護者の間でも評判で、私以外でも自分の子どもの授業でなくとも疋田先生の授業を見てみたいと希望する保護者の方は大勢おり、疋田先生の授業は参観日にも保護者に大人気で、希望しても入りきれないという状況でした。子どもたちが「疋田先生の授業は面白い」「これこれこういう面白いことをやった」と家庭でもよく話をするので、親たちとしても「それは是非見てみたい」ということになり、それが更に他の親たちにも広がって評判が評判を呼ぶわけです。

私も、希望しても疋田先生の授業を見られないことがありましたが、何回かは授業を拝見できました。なお、子どもが出ていた授業はそのうちの1回だけでした。

いずれのときも、授業は教室ではなく、理科室で行なわれていました。

授業内容については、いずれのときも、すごく面白い、という感想です。

今でもよく覚えているのは、西表島の植物のことを疋田先生が授業で話されたことです。そのときには、マングローブの話になり、更には日本国内の話を超えて東南アジアでマングローブの伐採が行なわれ地球規模の環境破壊が進んでいるという、現在になって話題にされていることへの先取りのような話もされていたことを覚えています。

また、別の参観の時には、理科実験も見せていただきました。実験自体は他の先生方もやられていることですが、疋田先生の理科実験は、実験へのもって行き方がいきなり難しい理科の内容に入るのではなく、まず身近なものに引き付けて説明してから実験に入ってゆくの、「ああ、なるほど」と子どものみならず親にとっても改めて納得して新たな発見があるものでした。切り口も他の先生とは一味違うものでした。

また、疋田先生の理科の授業では、疋田先生自身がギターの弾き語りで歌を歌うということも行なっていました。歌ももちろん、理科の授業の内容に関わるもので、歌が始まると、子どもも見ていた親もワッと集中しました。歌に子どもたちを集中させ、歌の内容に引き付けて理科の授業を始めるという疋田先生の手法は、否が応でも子どもたちを理科の内容に引き込んでゆく、すばらしいものでした。

とにかく、疋田先生の理科授業の手法は、歌を使ったり、身近なものに引き付けたりして、そこから理科の内容に進んでゆくというもので、子どもたちにとっては面白いというのみならず、自然と理科の内容に興味を持たせる工夫が凝らされていたと思います。

また、疋田先生は、先生ご自身が作成しているオリジナルのプリントを多用しており、プリントの内容も子どもたちに興味を引かせる工夫が凝らされているものでした。私自身や他の保護者の方たちも参観日の時には疋田先生のプリントをもらって内容をよく読ませてもらっています。

なお、疋田先生の理科の授業は、とてもユニークなものでした。もしかしたらそのことが一部の方たちにとってはお気に召さなかったのかもしれませんが。しかし、少なくとも私の周囲の保護者の方々からは「受験向きでなく心配だ。」というような声は全く聞きませんでしたし、もちろん私自身も受験に心配などは全く思いませんでした。むしろ、受験に対しては、疋田先生がいろいろな情報を持っていたので、疋田先生に受験を

任せる安心感はありました。

疋田先生の授業のやり方については、いろいろな考え方の保護者がいたと思いますが、「何かあったときには疋田先生がいるから安心だ。」というのが、親たちの一致した意見でした。

4 「私物」について

今回の疋田先生の処分については、「疋田先生が私物を学校に大量に持ち込んでいた」ということが問題にされていると聞きました。

しかし、実際に学校に頻繁に出入して理科室も見ていた私から見ても、理科室に物が多いということは特に気になることはありませんでした。まして、物が崩れたり、スペースをとりすぎたりして授業の実施や生徒の安全に支障があるとは思いませんでしたし、教育上不適切なものがあるということもありませんでした。

楽器類やアンプなどがあることは私も含めた親たちも知っていましたが、全く気にしていませんでしたし、他の親たちも問題にしていませんでした。私の子どもも気にしていないようでしたし、他の子ども達からも荷物を気にしているということは聞いたことはありません。

なお、疋田先生は、校舎の3階の広いスペースにソファを設置して、交流スペースとして有効活用していました。このことも今回問題にされているようですが、20メートル四方くらいの広いスペースで、邪魔になるようなものではありませんでしたし、子どもたちのクラスを超えた交流の場になっていましたし、子どものみならず、先生も子どもたちとの交流の場として利用していましたので、私から見ればむしろ教育には有用であったと思います。

5 性教育のこと

疋田先生は、NHKのテレビでも取り上げられたように、西中で熱心に性教育にも取り組んでおられました。

私自身も、思春期の子を持つ親としてとてもありがたいことだと思っていました。

私はずっとPTAの役員もしており、多くの保護者の皆さんとの話をする機会は多かったのですが、少なくとも私は、疋田先生の性教育について「やりすぎじゃないの？」という声は聞いたことはありません。西中では、疋田先生のみならず、学校全体で性教育に取り組んでおり、他の先生方も性教育に取り組んでおられたので、疋田先生の性教育について特に問題視する意見は聞いたことはありません。

なお、生徒のみならず、私たち保護者も、ロールプレイングなど性教育の授業を疋田先生から受けましたし、ビデオも見ました。これは、先生が子どもたちに行なっている性教育の内容を理解するというにとどまらず、親としてもとても役に立ったと思っています。

6 告発文のこと

今回の裁判で、疋田先生に対する「告発文」が出され、改めて私も見させていただきました。

この告発文が出された当時、私の長女が3年生で、私もPTA役員であり、井戸川教頭先生も含めたPTA役員一丸となって、告発文に取り組んできましたので、その経緯を説明します。

その前に、私のPTA役員としての学校とのかかわりを説明しておきます。

私は、長男在学中のときも、長女在学中のときも、ずっとPTA役員として西中の学校運営に参加してまいりました。

この告発文が出された当時は、私はPTAの規約検討委員会のメンバーを務めており、教養と厚生を一緒にしようか、ということで規約改正の検討委員会をずっとしておりました。

また、規約検討委員会の活動とは別に、完全週5日制に移行する時期でしたので、週5日制の勉強会もしておりました。

そのほかにも、月に1回運営委員会が開かれるのでそれに出席しており、また、その準備のための学年委員会にも出席していましたし、それとは別の委員会があるので、最低でも週2回位は学校に行っていました。

また、毎年5月にはPTA総会があるので、総会が近づくと準備のためにほとんど毎日のように学校へ行ってPTA活動をしておりました。

告発文の関係では、疋田先生から、4月終わりか5月はじめくらいに、「市のほうに理科室のことでクレームが来たらしい。何か知っていることはないですか？」ということをもっと聞いて知りました。なお、私の手帳に、告発文関係のミーティングのあった日に丸印をつけており、その最初の日が5月2日なので、疋田先生から理科室のことでクレームの話聞いたのは、4月終わりか、5月初めで間違いのないと思います。

なお、今回裁判に提出された告発文の日付は「5月20日」となっていますが、最初に出された日はもっと早く、4月中と聞いています。私たちPTAが出した「私たちの西中学校を守るために」の中で「4月下旬に出された」としている方が正しいはずですよ。実際には、4月中の日付の「告発文」も存在しているはずですよ。

また、5月12日には、東久留米市教委の方が、「事情調査のため」ということでいきなり西中にやってきて、生徒がまだ残っているのに、教室の写真を撮ってゆき、生徒を動揺させ、混乱を招いたという事件もありました。このことが、告発文の存在が明らかになるきっかけとなりました。

告発文の内容については、なかなか明らかにされず、私たちPTA役員も「非公開です」ということで、見ることはできませんでした。

私が告発文を最初に目にしたのは、6月10日で、学年部のミーティングのあとに、

校長室にPTAの学年委員全員12名で行って、校長先生から「見せるけれども、持ち出さないで下さい。」ということで、見せてもらいました。全員が読むのに1時間くらいかかったと思います。

内容について見た印象は、「親の知り得ないことだな。同僚の先生のやっかみかな」と思いました。足田先生は、授業のやり方も独特で、多くの子どもや保護者の支持を集めていたこともあるので、そのように思ったのです。

学年としては、この告発文は大騒ぎでした。「こういうことがあっていいのかしら?」「正体も明かさず、闇討ちをするようなやり方が教育現場に持ち込まれることは全くよろしくない」というのが一致した意見でした。

この告発文に対しては、内容について、足田先生の教育活動を身近に見てきた自分たちからして全く事実と違うことは明らかでしたし、また、闇討ちのようなやり方自体に教育上の大きな問題を感じていたので、「自分たちはどうしたらいいのか?」ということについて、PTA役員会メインで、いろいろと話し合いを重ねてきました。私は、学年委員として、この問題に取り組んできました。また、井戸川教頭先生も、PTA副会長として、私たち保護者のPTA役員とともに一緒に対策の話し合いに取り組んできました。なお、井戸川教頭は、当時、その4月に西中に転任してきたばかりでしたが、PTA規約で教頭先生が副会長と決まっていたので、メインの役員として、私たちとともにこの問題に取り組んでいただきました。ただ、「4月に転任してきたばかりで、状況が分からないでしょうね。」と思い、私たちは教頭先生には懇切丁寧に状況の説明をしてきたつもりです。

告発文の内容についてはもちろんのこと、PTAの名前を借りるような名前でのこのような文章が出されること自体に、私はもちろん、他の保護者の皆さんも怒りを覚えましたし、文章の書き方や内容からして保護者からではなく教師から出たものと思ったので、信頼関係のない教師がいるなかで西中の教育がうまくできるかとても心配でした。そのため、私たちPTA役員たちの間では、「何とかしなければ」という気持はとても強かったです。

この問題については、井戸川教頭先生も含めたPTA役員一丸となって、1学期の間、ずっと取り組んできました。

6月17日には、この告発文問題について、対応をしてもらうのと、市教委の不適切な対応について指導してもらうために、私も含めたPTA役員数名で、都教委にも要請に行っています。

そのような活動と話し合いを積み重ねた上で、ほとんどまるまる1学期の全期間をかけてPTA役員の総意で作成し完成し、夏休みが始まる前に出せたのが、「私たちの西中学校を守るために」です。西中PTAとしては、それまでにはPTA便り以外に、このようなものを出したことはありませんでした。このような文章をPTAが一丸となって出せたことには、大きな満足を得ていますし、その内容についても自信があります。

ただ、「私たちの西中学校を守るために」を出してすぐに夏休みに入ってしまったので、水面下で保護者の間でいろいろな憶測が飛び交うということがありました。夏休み明けに疋田先生が「告発文は内部からのものではない。特に保護者が出したものではありません。正常な学校運営に協力いただきたい。」という趣旨ことを「学級便り」に書き、更には、PTA（3年学年委員会）から公開質問状を出し、全学年合同委員会を開いた上で、PTA本部から報告を出して、この告発文問題については、後を引くことなく、終息しました。私たちが、一丸となって、闇討ち的な怪文書から、西中の教育現場を守れたことについては、今でも満足しています。

7 以上のように、私が、長い西中PTAの活動を通じ、また、子どもの親として、見てきた疋田先生の活動はすばらしいものでした。

怪文書による誹謗中傷はありましたが、その内容も事実無根でしたし、むしろ怪文書によって一度は混乱した教育現場を、私たちが一丸となって守れたことには今でも満足を感じています。このような怪文書を根拠として、疋田先生の免職処分が正当化されるようなことはありえないことは、いちばん近くで疋田先生を見てきた私たち保護者がよくわかります。

裁判官には、是非とも、きちんと事実をみていただき、正当な判断を出していただきたいと心より願います次第です。

以上